(目的)

第1条 この要綱は、道内に所在する私立専修学校及び各種学校(以下「専修学校等」という。) の教員等(教員を志望する専修学校等の生徒を含む。以下同じ。)を対象として実施する、 教育に関する基礎的知識の習得のための研修の指定に関する事項を定め、専修学校等におけ る教育の質の確保と向上を図り、もって職業教育の推進と専修学校等教育の振興に資することを目的とする。

(指定の申請)

- 第2条 研修実施者は、次の各号に掲げる要件を具備する研修について道の指定を受けようと する場合には、別記第1号様式に研修の実施に関する必要事項が記載された書類を添付して 知事に申請するものとする。
 - (1) 研修実施者 公益法人など営利を目的としない法人が実施するものであること。
 - (2) 受講対象 専修学校等のすべての教員等を受講対象とする研修であること。
 - (3) 研修内容等 履修する科目及び内容が、別表第1に掲げる研修項目及び内容を満たす研修で、専修学校等の教育に関する基礎的知識の習得のために必要と認められるものであること。
 - (4) 履修単位 6年以内に20単位以上(1単位45分以上)履修するものであること。
 - (5) 事業の目的 営利を目的としない研修事業であること。 (指定の通知)
- 第3条 知事は、申請のあった研修が、前条に掲げる要件をすべて具備していると認める場合 には、申請者に対し指定したことを通知するものとする。
- 2 研修実施者は、前項の指定を受けた研修に関し前条に掲げる要件のいずれかに変更が生じた後、引き続き指定を受けようとする場合には、改めて申請するものとする。 (研修の実施計画)
- 第4条 研修実施者は、道が指定した研修を実施する場合(新たに指定を受けた年度に実施する場合を除く。)には、別記第2号様式により知事にあらかじめその旨を報告するものとする。

(修了証明等の申請)

- 第5条 研修実施者は、研修の修了者又は研修の修了者のうち、専修学校設置基準(昭和51年 1月10日文部省令第2号)第41条から第43条に規定される教員の資格を有する者及び各種学 校規程(昭和31年12月5日文部省令第31号)第8条第2項に該当する者に研修の修了証明書 及び教員の資格証明書を発行しようとする場合には、次の区分に応じた書類に、被証明者に 交付しようとする証明書を添付して知事に申請するものとする。
 - (1) 研修の修了証明 別記第3号様式
 - (2) 教員の資格証明 別記第4号様式
 - (3) 研修の修了並びに教員の資格証明 別記第5号様式 (証明書)
- 第6条 証明書は、別表第2の前条各号の区分に応じた内容とし、様式は任意とする。また、 研修実施者の発行する修了証書等に、別表第2の前条各号の区分に応じた知事の証明欄を設 けることにより、証明書に代えることができるものとする。

(留意事項)

第7条 研修実施者は、研修の修了者等に前2条に基づく証明書を交付する場合には、手数料等を徴しないものとする。

(施行に関し必要な事項)

- 第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は総務部法人局学事課長が別に定める。
 - この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
 - この要綱は、令和元年9月20日から施行する。
 - この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
 - この要綱は、令和2年12月11日から施行する。